

官報

主要目次

Table listing various government orders and their page numbers, including sections for '政令' and '省令'.

政令

鹿兒島県大島郡十島村に関する厚生省関係諸法令の適用に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年二月十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二十二号

鹿兒島県大島郡十島村に関する厚生省関係諸法令の適用に関する政令

内閣は、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴う鹿兒島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十号)第一項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

鹿兒島県大島郡十島村に関する地方自治法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令(昭和二十七年政令第十三号)第一項後段の規定に基づき鹿兒島県大島郡十島村となつた区域に、左に掲げる法律及びこれに基づく命令を適用する。
一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)
二 災害救助法(昭和二十二年法律第一百八十八号)
附則
この政令は、公布の日から施行する。
内閣総理大臣 吉田 茂
厚生大臣 吉武 恵市

登録税法施行規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年二月十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二十三号

登録税法施行規則の一部を改正する政令

内閣は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第十七條の規定に基づき、及び同法第十九條の規定を実施するため、この政令を制定する。
登録税法施行規則(明治三十二年勅令第二百五号)の一部を次のように改正する。
第五條の五中「船舶法」を「船舶法第五條ノ二第四項又ハ」に改める。
第五條の七中「登記ニシテ」を「登記ニ付登録法第十九條第二号ノ四ノ規定ニ適用ヲ受ケントスル者ハ」に、規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ」に、「コトニ付都道府県知事ノ証明アルモノハ登録法第十九條第二号ノ四ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス」を「モノナルコトノ都道府県知事ノ証明書ヲ提出スヘシ但シ社寺等ニ無償デ貸シ付ケテアル国有財産ノ処分ニ關スル法律ノ規定ニ基キ讓與又ハ売却ヲ受クル宗教法人タル神社、寺院又ハ教会ノ境内地又ハ構内地ノ所有権ノ取得ノ登記ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。
大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年二月十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二十四号

連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基づき、この政令を制定する。
連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十七條」を「第三十七條の二」に改める。
第三條を次のように改める。
(特定株式の意義)
第三條 この政令において「特定株式」とは、連合国財産株式であつて左に掲げるものをいう。
一 連合国財産の返還等に関する政令第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられていたもの
二 第二條第一項第二号に掲げる連合国財産株式について同号の侵害がされた時において当該株式を有していた者又はその者の一般承継人が同号の指定のあつた時において有していた当該株式又はこれに代わる株式
三 第二條第一項第一号に掲げる連合国財産株式を旧敵産管理人から譲り受けた者(その者の一般承継人を含む)がその譲り受けた株式又はこれに代わる株式をその譲受の時後引き継ぎ有している場合におけるこれらの株式
四 旧特殊財産資金特別会計法(昭和十八年法律第八十六号)第六條の規定により大蔵大臣が旧敵産管理人から買入れた第二條第一項第一号に掲げる連合国財産株式を大蔵大臣から譲り受けた者(その者の一般承継人を含む)がその譲り受けた株式又はこれに代わる株式をその譲受の時後引き継ぎ有している場合におけるこれらの株式
五 第二條第一項第二号に掲げる連合国財産株式について同号の侵害がされた時において当該株式を有していた者又はその者のために当該株式を処分した者(以下「準敵産管理人」という)から当該株式を譲り受けた者(その者の一般承継人を含む)がその譲り受けた株式又はこれに代わる株式をその譲受の時後引き継ぎ有している場合におけるこれらの株式
六 信託法(大正十一年法律第六十二号)の規定により信託された連合国財産株式でその信託の当時前三号に掲げるものに該当していたものをその信託の受託者がその信託の時後引き継ぎ有している場合におけるこれらの株式。但し、委託者が死亡し、又は消滅している場合においては、その者の一般承継人が受益者であるときに限る。
七 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)、財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定により國に納付

この政令は、公布の日から施行する。
大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

毎日新聞

引いた額との合計額から、第十二條の第二項の規定に基づき自己の名義で新株を発行するときは、その資本への組入をする際において再評価積立金の資本への組入に因り発行する新株の発行価額(当該新株につき拂込金額を差し引いた金額)の総額を、資本組入に因る額面金額の増加をするときは、その額面金額の増加額の総額を、それぞれ差し引いた金額に当該会社について株式未返還率を乗じて得た額をその資本に組み入れることができる金額から差し引いた額をこえて、再評価積立金を資本に組み入れるはならない。

よる命令に基づき再評価積立金を資本に組み入れる新株を発行した場合同じの再評価積立金の増加額を算した額に左の算式により計算した割合を乗じて得た金額

加があつたものの額面金額の増加額との合計額を差し引いた額に左の算式により計算した割合を乗じて得た金額

に組み入れる場合において、その資本への組入を決議する取締役会において第十二條の第二項の規定に基づき自己の名義で新株を発行することを決議するときは、商法第二百九十三條第二項の規定にかかわらず、資本準備金の金額とその資本への組入をする際までに資本に組み入れられた資本準備金の総額(その際までに資本準備金の資本への組入に因り新株が発行されているときは、その新株の発行価額を差し引いた額)との合計額からその資本への組入をする際において資本準備金の資本への組入に因り発行する新株の発行価額を差し引いた金額に当該会社について株式未返還率を乗じて得た額を乗じて得た額を資本に組み入れることができる金額から差し引いた額をこえて、再評価積立金を資本に組み入れるはならない。

じて得た額を資本準備金の金額から差し引いた額をこえて、資本準備金を資本に組み入れるはならない。

された連合国財産株式でその納付の当時第三号から第五号までに掲げるものに該当していたもの又はこれに代わる株式を國がその納付の時後引き継ぎ有している場合に於けるこれらの株式

人、受遺者、合併後存続する法人、合併に因り設立した法人、新会社又は資産の主要部分を譲り受けた法人をい、本項中「受遺者」とあるのは「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人、合併に因り設立された法人、新会社、第二会社、譲受金融機関、營業又は資産の主要部分を譲り受けた法人」と読み替へた場合において該受遺者を各々含む。

本組入に関する法律の適用については、同法第三條第一項前段中「株式を発行して」とあるのは「株式を発行し、かつ、当該会社の名義で株式を発行し、同項後段中「株主に拂い込ませる金額」とあるのは「株主に拂い込ませ、又は自ら拂い込む金額」とあり、同法第四條第一項中「株主に拂い込ませる」とあるのは「株主に拂い込ませ、かつ、当該会社の名義で発行する新株の発行価額のうちその株主に拂い込ませる金額」とあり、同法第七條第一項中「前條第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、拂込期日までに、各株について、それぞれ、拂込期日までに」とあるのは「株式を発行し、かつ、前條第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、各株について、それぞれ、拂込期日までに」とある。

シ且会社ノ名義ヲ以テ株式ヲ発行一(「株主ハ」とあるのは「株主及会社ハ」とする)。

以上同じを乗じて得た額(当該会社及び子株の数が満たない場合に於いて、当該株主總會において資本組入に因る額面金額の増加の決議をするときは、その額面金額の増加額に当該会社の確保株式を乗じて得た額を差し引いた金額)を差し引いた額をこえて、再評価積立金を資本に組み入れるはならない。

2 第二十條の三第一項の規定による命令を受けた会社がその命令に基づいて自己保有株式を売却した場合において、同條第四項の規定による金銭の分配を請求した者に当該金銭を分配したときは、その分配した金銭の額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

3 (以下「旧令」という。)第二十條の二第五項の規定によつてされた大蔵大臣の命令は、この政令施行後は、改正後の連合国財産である株式の回復に関する政令(以下「新令」という。)第二十二條の二第六項の命令となす。

4 前項に規定する連合国財産株式又は子株の発行会社が同項の規定により新株を発行する場において、再評価積立金を資本に組み入れる必要があるときは、新令第二十五條第一項の規定は、適用しない。

5 附則第三項に規定する連合国財産株式又は子株の発行会社が同項の規定により保有した株式(本項又は第二項の規定により保有した自己の株式をいう。以下同じ)の数(以下「確保株式数」という。)がそのドイツ財産株式及び子株の数に等しいときは、再評価積立金の資本組入に關する法律第三條第一項の規定は、適用しない。

6 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

御名 御璽 昭和二十七年二月十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

し、且つ、その新株に相當する連合国財産株式又は子株につき資本組入に關する額面金額の増加があつた場合において、その指示する金額の再評価積立金を回復期日において資本に組み入れることを命ずることが出来る。」を「第五項」に改め、同條第二項中「金額に相當する金額」の下に「当該株式につき資本組入に關する額面金額の増加を加へた額」を加え、同條第三項中「発行することが出来る。」を「発行し、又は定款の定め及び再評価積立金の資本組入に關する法律第二條の規定にかかわらず、同項の規定により大蔵大臣の指示する金額の再評価積立金を資本に組み入れることが出来る。」に改める。

2 大蔵大臣は、回復請求権者から第一項の請求を受けた場において、再評価積立金を回復するに附して回復請求権者に回復される株式を回復するた

2 大蔵大臣は、回復請求権者から第一項の請求を受けた場において、再評価積立金を回復するに附して回復請求権者に回復される株式を回復するた

3 大蔵大臣は、回復請求権者から第一項の請求を受けた場において、再評価積立金を回復するに附して回復請求権者に回復される株式を回復するた

4 大蔵大臣は、回復請求権者から第一項の請求を受けた場において、再評価積立金を回復するに附して回復請求権者に回復される株式を回復するた

御名 御璽 昭和二十七年二月十五日 内閣総理大臣 吉田 茂

323 昭和27年2月15日 金曜日

官 報

第7530号

昭和27年2月15日 金曜日

官 報

第7530号 322

対して、自國が大使館又は公使館に與えるすべての免除及び便宜、その土地建物及び記録の不侵權、訴訟追及並びに課税免除を含めて、與えることを約束する。

3 總會は、職員任命の條件に関する紛争を職員審判所によつて決定するための規定を定めなければならない。

第十六條 魚類及び林産物
この憲章において、「農業」といふ語及びその派生語は、水産業、水産物、林業及び一次的林産物を含むものとす。

第十七條 憲章の解釈
この憲章又はこの憲章に基いて採択される國際條約の解釈に関するいかなる疑義又は紛争も、總會が採択する規則の定める方法で、適当な國際裁判所又は仲裁裁判所に決定のため付託しなければならない。

第十八條 費用
1 第二十五條の規定に従ふことを條件として、事務局長は、この機關の予想される費用を支持するに足りる年次予算を總會に提出しなければならない。予算が承認されたときは、その承認された總額は、總會が隨時定める割合で加盟國の間に割り当てられる。各加盟國は、各自の憲法上の手続の要求に従ふことを條件として、前記のように決定された費用のうち自國の割当分をすみやかにこの機關に支拂ふことを約束する。

2 各加盟國は、この憲章を受諾したときは、自國の最初の分担金として現会計年度の年次予算のうち自國の割当分を支拂わなければならない。

3 この機關の会計年度は、總會が別段の定めをしない限り、七月一日から翌年の六月三十日までとする。

第十九條 脱退
いずれの加盟國も、その國がこの憲章を受諾した日から四年経過した後はいつでも、この機關からの脱退の通告をすることができる。この通告は、この機關の事務局長に對する通告の日から一年の後に効力を生ずる。但し、その時において、当該加盟國が、前記の通告の日の次の会計年度を含むその國の加盟中の各年度に對する年次分担金を支拂つていないことを條件とする。

第二十條 憲章の改正
1 この憲章の改正で加盟國に對する新たな義務を伴ふものは、全總會構成員の三分の二の多数の賛成投票による總會の承認を必要とし、改正を要する各加盟國に對しては加盟國の三分の二が受諾したとき、その他の各加盟國に對してはその後の加盟國が受諾したときに効力を生ずる。

第二十一條 憲章の効力発生
1 この憲章は、附屬書Iに明記する國の受諾のために開放しておく。

2 受諾書は、各政府が連合食糧農業中間委員會に送附しなければならぬ。中間委員會は、附屬書Iに明記する國の政府に對して、受諾書の受領を通告しなければならない。受諾書は、外交代表を通じて中間委員會に通告することができる。この場合においし、受諾書は、その後なるべくすみやかに委員會に送付しなければならない。

3 中間委員會は、二十箇國の受諾の通告を受けたときは、受諾を通告した國の正当の委任を受けた外交代表がこの憲章に一通で署名するように取りきめる。この憲章は、こうして附屬書Iに明記する國のうち二十箇國以上のために署名された時直ちに効力を生ずる。

4 受諾のうちこの憲章の効力発生後にその通告が受領されたものは、中間委員會又はこの機關が受領した時に効力を生ずる。

第二十二條 總會の第一回會
連合食糧農業中間委員會は、この憲章の効力発生後適當な日に會合する總會の第一回會期を招集する。

第二十三條 用語
用語に関する規則を總會が採択するまでの間、總會の事務は、英語で行う。

第二十四條 仮所在地
この機關の仮所在地は、總會が別段の定めをしない限り、ワシントンにおく。

第二十五條 第一会計年度
次の例外取極は、この憲章が効力を生ずる会計年度に適用する。
(a) 予算とは、この憲章の附屬書IIに掲げる暫定的予算をいふ。
(b) 加盟國が分担する額は、この憲章の附屬書IIに掲げる割合による。但し、各加盟國は、中間委員會の費用に充てるため既に支拂つた負担額を前記の分担する額から控除することができる。

第二十六條 中間委員會の解散
總會の第一回會期が開會されたときに、連合食糧農業中間委員會は、解消したものとみなし、中間委員會の記録その他の財産は、この機關の財産となる。

附屬書I 原加盟國となる資格を有する國
オーストラリア
ベルギー
ポリアグアイ
ブラジル
カナダ
チリ
中国
コロンビア
コスタ・リカ
キューバ
チエコスロヴァキア
ドミニカ共和国
デンマーク
エクアドル
サルヴァドル
エチオピア
フランス
ギリシャ
グアテマラ
ハイチ
ホンデュラス
アイスランド
インド
イラン
イタリア
リベリア
ルクセンブルグ
メキシコ
オランダ
ニュー・ジラランド
ニカラガ
ノールウェー
パナマ
パラグアイ
ポリアグアイ
リベリア
アイスランド
南アフリカ連邦

附屬書II 第一会計年度予算
第一会計年度の暫定的予算は、總額二百五十万金圓ドルとし、その使用残額は、連合資金の中核をなす。この總額は、加盟國が次の割合で分担する。
オーストラリア 三・三三
ベルギー 一・二八
ポリアグアイ 三・四六
ブラジル 五・〇六
カナダ 一・一五
チリ 六・五〇
中国 七・一
コロンビア 〇・五
コスタ・リカ 七・一
キューバ 一・四〇
チエコスロヴァキア 六・二
デンマーク 〇・五
エクアドル 一・七三
サルヴァドル 〇・五
エチオピア 二・九
フランス 五・六九
ギリシャ 三・八
グアテマラ 〇・五
ハイチ 〇・五
ホンデュラス 〇・五
アイスランド 四・二五
インド 〇・五
イラン 七・一
イタリア 四・四
リベリア 〇・五
ルクセンブルグ 〇・五

憲法による批准を條件とし

ブラジル
ルイザル・フアンテス
カナダ
ジェームズ・G・ガディーナ
チリ
P・W・ツォウ
コロンビア
コロンビアの全權委員は、コロンビアの憲法上の手続による批准を條件とする政府の承認を條件として、この憲章に署名する。
ギリェルモ・エリセオ・ス
アレス
コスタ・リカ
キューバ
エンリケ・ベレス・シスネロス
チエコスロヴァキア
フランシセック・バヴラセック
デンマーク
ヘンリック・カウフマン
ドミニカ共和国
マリオ・E・デ・モヤ
エクアドル
L・N・ボンセ
エクアドル憲法による批准を條件として
エジプト
アニス・アゼル
サルヴァドル
エチオピア
フランス
タンギ・ブリジャン
アンドレ・マイエ

政府の承認を條件として
ギリシャ
ニコラス・G・レリー
グアテマラ
エンリケ・ロベス・エラルテ
政府の承認を條件として
ハイチ
E・ベーカー
ホンデュラス
アイスランド
トル・トルス
インド
G・S・バジバイ
イラン
アラーク
アリ・ジャワダット
リベリア
F・A・ブライス
ルクセンブルグ大公園
ユグ・ル・ガレ
メキシコ
マヌエル・J・セバダ
メキシコ憲法による批准を條件として
オランダ王国
S・L・マンズホルト
ニュー・ジラランド
ダヴィッド・ウィルソン
ニカラガ
アルバルト・セベリア・サカサ
政府の承認を條件として
ノールウェー王国
アンデルス・フィエルスタッド
パナマ
J・E・ウィルトマット
パラグアイ
ベルギー
J・チャベス

政府の承認を條件として
ポリアグアイ
マクシモ・カロー
S・ミコライツキク
南アフリカ連邦
P・R・ウィルジョーン
ソウイェト社会主義共和國連邦
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国
この憲章に署名するに當つて、私は、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府によるこの憲章の受諾が、皇陛下のすべての領土及び海外領土並びに皇陛下の保護の下にあるすべての地域又は皇陛下が國際連盟からの委任を受諾して連合王国における皇陛下の政府が委任統治を行つてゐるすべての地域を含むものであることを宣言する。
ロジャー・メーキンズ

附屬書I 原加盟國となる資格を有する國
ソウイェト社会主義共和國連邦
連合王国
アメリカ合衆國
ウルグアイ
ヴェネズエラ
ユージー・ラヴイア

附屬書II 第一会計年度予算
第一会計年度の暫定的予算は、總額二百五十万金圓ドルとし、その使用残額は、連合資金の中核をなす。この總額は、加盟國が次の割合で分担する。
オーストラリア 三・三三
ベルギー 一・二八
ポリアグアイ 三・四六
ブラジル 五・〇六
カナダ 一・一五
チリ 六・五〇
中国 七・一
コロンビア 〇・五
コスタ・リカ 七・一
キューバ 一・四〇
チエコスロヴァキア 六・二
デンマーク 〇・五
エクアドル 一・七三
サルヴァドル 〇・五
エチオピア 二・九
フランス 五・六九
ギリシャ 三・八
グアテマラ 〇・五
ハイチ 〇・五
ホンデュラス 〇・五
アイスランド 四・二五
インド 〇・五
イラン 七・一
イタリア 四・四
リベリア 〇・五
ルクセンブルグ 〇・五

附屬書I 原加盟國となる資格を有する國
ソウイェト社会主義共和國連邦
連合王国
アメリカ合衆國
ウルグアイ
ヴェネズエラ
ユージー・ラヴイア

附屬書II 第一会計年度予算
第一会計年度の暫定的予算は、總額二百五十万金圓ドルとし、その使用残額は、連合資金の中核をなす。この總額は、加盟國が次の割合で分担する。
オーストラリア 三・三三
ベルギー 一・二八
ポリアグアイ 三・四六
ブラジル 五・〇六
カナダ 一・一五
チリ 六・五〇
中国 七・一
コロンビア 〇・五
コスタ・リカ 七・一
キューバ 一・四〇
チエコスロヴァキア 六・二
デンマーク 〇・五
エクアドル 一・七三
サルヴァドル 〇・五
エチオピア 二・九
フランス 五・六九
ギリシャ 三・八
グアテマラ 〇・五
ハイチ 〇・五
ホンデュラス 〇・五
アイスランド 四・二五
インド 〇・五
イラン 七・一
イタリア 四・四
リベリア 〇・五
ルクセンブルグ 〇・五

四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
 六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に
 関する事項
 2.実用化試験に必要な事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 移動範囲 全国
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
 ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分
 JP2BB F三 三三・五Mc
 三三・五Mc
 三九・七Mc
 水晶発振 ベクトル合成 二五W
 十 空中線の型式及び構成 スリッパ、ホイップ
 十一 運用許容時間 常時
 ◎電波監理委員会告示第五九四号
 電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年二月十五日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇七二の三号
 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 三 無線局の種類 実用化試験局(陸上移動局)
 四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
 六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に
 関する事項
 2.実用化試験に必要な事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 移動範囲 全国
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
 ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分
 JP2BF F三 三三・五Mc
 三三・五Mc
 三九・七Mc
 水晶発振 ベクトル合成 二五W
 十 空中線の型式及び構成 スリッパ、ホイップ
 十一 運用許容時間 常時
 ◎電波監理委員会告示第五九六号
 電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年二月十五日 電波監理委員会委員長 網島 毅

◎電波監理委員会告示第五九七号
 電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年二月十五日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一一五〇の二号
 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 三 無線局の種類 実用化試験局(陸上移動局)
 四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
 六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に
 関する事項
 2.実用化試験に必要な事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 移動範囲 全国
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
 ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分
 JP2BG F三 三三・五Mc
 三三・五Mc
 三九・七Mc
 水晶発振 ベクトル合成 二五W
 十 空中線の型式及び構成 スリッパ、ホイップ
 十一 運用許容時間 常時
 ◎電波監理委員会告示第五九八号
 電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年二月十五日 電波監理委員会委員長 網島 毅

十 空中線の型式及び構成 スリッパ、ホイップ
 十一 運用許容時間 常時
 ◎電波監理委員会告示第五九九号
 電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年二月十五日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一一五二の二号
 二 承認を受けた者 国家公安委員会
 三 無線局の種類 実用化試験局(陸上移動局)
 四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
 六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に
 関する事項
 2.実用化試験に必要な事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 移動範囲 全国
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
 ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分
 JP2BI F三 三三・五Mc
 三三・五Mc
 三九・七Mc
 水晶発振 ベクトル合成 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 スリッパ、ホイップ
 十一 運用許容時間 常時
 ◎電波監理委員会告示第六〇号
 電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年二月十五日 電波監理委員会委員長 網島 毅

333 昭和27年2月15日 金曜日 官 報 第7530号

昭和27年2月15日 金曜日 官 報 第7530号 332

大蔵省告示第二八十七号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、第十五回
 芝信割増金附定期預金の細目等を次の
 ように定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 大蔵大臣 池田 勇人
 二 契約期間 六月
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年四月十
 九日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権一万
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。但
 し、特等は、一等の
 うちから定め、二重
 賞は重複当せんを認
 める。

大蔵省告示第二八十八号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、土岐津信
 用金庫第十一回割増金附定期預金の
 細目等を次のように定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 土岐津信用金庫第十
 二 契約期間 一年
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年四月十
 九日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権一万
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

大蔵省告示第二八九号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、第三回大
 阪中央信用金庫平和定期預金の細目等
 を次のように定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 第三回大阪中央信用
 二 契約期間 六月
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年四月十
 九日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権一万
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

大蔵省告示第二九〇号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、和歌山相
 互銀行第三回七福定期預金の細目等
 を次のように定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 和歌山相互銀行第三
 二 契約期間 六月
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年四月十
 九日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権一万
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

農林省告示第五十三号
 農林物資規格法(昭和二十五年法律
 第七十五号)第十七條第二項の規定
 に基き、昭和二十七年二月五日左の通
 り登録格付機関を登録したから、同條
 第五項の規定により告示する。
 昭和二十七年二月十五日
 農林大臣 広川 弘禎

一 登録番号 第一号
 二 登録格付機関の名称及び住所
 茨城県鹿嶋同組合連合会 水戸市
 北三の九一九番地
 三 登録格付機関が格付を行う農林物
 資の種類
 一 穀材(但し、かし材、ひば材、き
 り材及び建築材を除く)
 農林物資規格法施行規則(昭和二十
 五年農林省令第六十二号)第三十四條
 の規定に基き、昭和二十五年農林省告
 示第二十八号(一)穀材、抽耳、耳
 付材、抗木、くし丸、造船材、電柱、
 枕木、腕木及び木箱仕組板の規格証票
 の様式及び表示の方法に関する件)の
 一部を次のように改正し、昭和二十七
 年二月十五日から施行する。
 昭和二十七年二月十五日
 農林大臣 広川 弘禎

外務省告示第一号
 今般国際連合食糧農業機関事務局
 長から同機関への我が国の加盟は、
 千九百五十一年十一月二十一日に効
 力を生じた旨通知があった。
 二、千九百五十一年十一月二十一日に
 おけるこの機関の加盟国は、次の六
 十九国である。
 アフガニスタン、アルゼンチン、
 オーストラリア、オーストリア、ベ
 ルギー、ボリビア、ブラジル、ピ
 ルマ、カンボジア、カナダ、セイ
 ロン、チリ、中国、コロンビア、コ
 スタリカ、キューバ、デンマーク、
 ドミニカ共和国、エクアドル、エジ
 プト、サルヴァドル、エチオピア、
 フィンランド、フランス、ドイツ連
 邦共和国、ギリシャ、グアテマラ、
 ハイチ、ホンデュラス、ハンガ
 リー、アイスランド、インド、イン
 ドネシア、イラク、アイルラン
 ド、イスラエル、イタリア、日本国、
 ジョルダン、韓国、ラオス、レバ
 ン、リベリア、ルクセンブルグ、

大蔵省告示第二八十三号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十六年法律第六号)第八條第一
 項の規定により、ジャパン・インポ
 ート・アンド・エクスポート・コミッ
 ヂオン・カムパニー(米園ニューオー
 州ニューオーーク市五番街二百二十番)
 が有する左の財産に関する管理に中
 央信託銀行株式会社(東京都中央区日
 本橋吳服橋一丁目三番地)を昭和二十
 七年二月七日に選任した。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

大蔵省告示第二八十四号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條の規定により、第五回岐阜信用金庫
 割増金附定期預金の細目等を次のよう
 に定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 第五回岐阜信用金庫
 二 契約期間 一年
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年四月十
 九日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権一万
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

大蔵省告示第二八十五号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條の規定により、中南信用金庫第二回
 恵比壽割増金附定期預金の細目等を
 次のように定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 中南信用金庫第二回
 二 契約期間 一年
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年三月二
 十日(預入金額)から同年三月二
 十日まで。
 四 割増金 抽せん権六千個をも
 つて一組とし、各組
 につき次のとおりと
 する。

大蔵省告示第二八十六号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、中南信用
 金庫第四回割増金附定期預金の細目等
 を次のように定める。
 昭和二十七年二月十五日
 大蔵大臣 池田 勇人

一	等級	特等	五,〇〇〇円
二	等級	一等	五,〇〇〇円
三	等級	二等	四,四八五円
四	等級	三等	四,四八五円
五	等級	四等	一五,〇〇〇円
六	等級	五等	一五,〇〇〇円
七	等級	計	一五,〇〇〇円

一 名称 中南信用金庫第四回
 二 契約期間 六月
 三 取扱の時期 昭和二十七年二月二十
 日(預入金額)から同年四月十
 九日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権一万
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

大蔵省告示第二八十七号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條の規定により、第二回抽せん
 組の成立した月の翌
 月で取扱者の定める
 経過した日

335 昭和27年2月15日 金曜日

官 報

第7530号

昭和27年2月15日 金曜日

官 報

第7530号 334

●議案付託(予備審査) 二月十三日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)
法人税法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)
相続税法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)
砂糖消費税法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

大蔵委員会に付託

●議決通知 二月十三日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

●通知書受領 二月十三日衆議院議長から左の法律を公布した旨の通知書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

叙任及び辞令

○内閣

●昭和二十七年二月十三日

近藤 倫二
判事に任命する。

公正取引委員 高野善一郎
委員 中野 義男
文部省初等中等教育局長 田中 義男
第十三回国会政府委員を命ずる(二月十三日)

○人事院

人事院事務官 川端孝恵男
出入国管理庁へ出向を命ずる(二十六年十月十六日)

横山 武雄
海上保安庁へ出向を命ずる(二十六年十一月一日)

○文部省

●昭和二十七年一月一日

加藤 芳雄
文部省事務官に任命する

●昭和二十七年二月八日

田所雄四郎
文部省事務官に任命する

●昭和二十七年二月八日

山本 幹夫
文部省事務官に任命する

●昭和二十七年二月八日

山本 安藏
文部省事務官に任命する

●昭和二十七年二月八日

山本 幹夫
文部省事務官に任命する

●昭和二十七年二月八日

山本 幹夫
文部省事務官に任命する

○郵政省

●郵便振替貯金加入者除名 次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によつて、昭和二十七年一月二十八日限り、加入承認を取り消された。

○官庁事項

●郵政省

●郵政省

●郵政省

○衆議院

●二月八日議員松本六太郎が死去したので、同十二日本院は次の弔詞を贈つた。

衆議院ハ議員正六位勲四等松本六太郎君ノ長逝ヲ哀悼シ恭ク弔詞ヲ呈ス

●法律公布案上及通知 二月十三日本院は、左の法律を公布し、その旨衆議院に通知した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

●政府委員承認 二月十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会委員 高野善一郎
文部省初等中等教育局長 田中 義男

●議案提出 二月十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案

○参議院

●議案受領(予備審査) 二月十三日内閣から左の議案が送付された。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案

●運輸省告示第四十二号

自動車整備士技能検定期規程(昭和二十六年運輸省令第七十一号)第五條の規定により、二級二、三輪自動車整備士の技能検定の施行期日等を次のように定める。

昭和二十七年二月十五日

運輸大臣 村上 義一

一 試験期日 昭和二十七年四月二十七日

二 実技試験 別に官報で告示する

三 試験場所 各陸運局長がそれぞれ公示する。

四 技能検定申請書の提出場所 受けるようとする試験の場所を管轄する都道府県陸運事務所

五 受験資格の実務経験 自動車整備士技能検定期規程第十八條に規定する実務の経験の期間は、昭和二十七年四月二十六日現在をもつて算出するものとする。

六 その他技能検定に関する詳細事項については、各陸運局長がそれぞれ公示する。

●運輸省告示第四十三号

船舶用品型式承認規則(昭和二十三年運輸省令第四号)第一條の規定により次のように船舶用品の型式承認をした。

昭和二十七年二月十五日

運輸大臣 村上 義一

●郵政省告示第三十九号

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)第十三條第四項の規定に基づき、昭和二十七年二月十一日から次の郵便局分室を開設した。

昭和二十七年二月十五日

郵政大臣 佐藤 栄作

●郵政省告示第四十号

郵政省設置法(昭和二十二年法律第二十四号)第十三條第四項の規定に基づき、昭和二十七年二月十五日限り、次の郵便局分室を廃止する。

昭和二十七年二月十五日

郵政大臣 佐藤 栄作

●電氣通信省告示第四十五号

鳥取県西伯郡外江町矢尻川三六〇番地と鳥取県八束郡森山村大字森山字野島三七番地間に左図のとおり、水底電線一條を敷設し、線路の左右一五米を電氣通信管理区域に指定する。

昭和二十七年二月十五日

電氣通信大臣 佐藤 栄作



●衆議院

●二月八日議員松本六太郎が死去したので、同十二日本院は次の弔詞を贈つた。

衆議院ハ議員正六位勲四等松本六太郎君ノ長逝ヲ哀悼シ恭ク弔詞ヲ呈ス

●法律公布案上及通知 二月十三日本院は、左の法律を公布し、その旨衆議院に通知した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

●政府委員承認 二月十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会委員 高野善一郎
文部省初等中等教育局長 田中 義男

●議案提出 二月十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案

○参議院

●議案受領(予備審査) 二月十三日内閣から左の議案が送付された。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案

●衆議院

●二月八日議員松本六太郎が死去したので、同十二日本院は次の弔詞を贈つた。

衆議院ハ議員正六位勲四等松本六太郎君ノ長逝ヲ哀悼シ恭ク弔詞ヲ呈ス

●法律公布案上及通知 二月十三日本院は、左の法律を公布し、その旨衆議院に通知した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

●政府委員承認 二月十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会委員 高野善一郎
文部省初等中等教育局長 田中 義男

●議案提出 二月十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案

○参議院

●議案受領(予備審査) 二月十三日内閣から左の議案が送付された。

所得税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案

337 昭27年2月15日 金曜日 官報 第7530号

○同押第一五三六号(同)
一、同押第一五三六号(同) 一枚
二、同押第一五三七号(同) 一枚
三、同押第一五三八号(同) 一枚
四、同押第一五三九号(同) 一枚
五、同押第一五四〇号(同) 一枚
六、同押第一五四一号(同) 一枚
七、同押第一五四二号(同) 一枚
八、同押第一五四三号(同) 一枚
九、同押第一五四四号(同) 一枚
一〇、同押第一五四五号(同) 一枚
一一、同押第一五四六号(同) 一枚
一二、同押第一五四七号(同) 一枚
一三、同押第一五四八号(同) 一枚
一四、同押第一五四九号(同) 一枚
一五、同押第一五五〇号(同) 一枚
一六、同押第一五五一号(同) 一枚
一七、同押第一五五二号(同) 一枚
一八、同押第一五五三号(同) 一枚
一九、同押第一五五四号(同) 一枚
二〇、同押第一五五五号(同) 一枚
二一、同押第一五五六号(同) 一枚
二二、同押第一五五七号(同) 一枚
二三、同押第一五五八号(同) 一枚
二四、同押第一五五九号(同) 一枚
二五、同押第一五六〇号(同) 一枚
二六、同押第一五六一号(同) 一枚
二七、同押第一五六二号(同) 一枚
二八、同押第一五六三号(同) 一枚
二九、同押第一五六四号(同) 一枚
三〇、同押第一五六五号(同) 一枚
三一、同押第一五六六号(同) 一枚
三二、同押第一五六七号(同) 一枚
三三、同押第一五六八号(同) 一枚
三四、同押第一五六九号(同) 一枚
三五、同押第一五六〇号(同) 一枚
三六、同押第一五六一号(同) 一枚
三七、同押第一五六二号(同) 一枚
三八、同押第一五六三号(同) 一枚
三九、同押第一五六四号(同) 一枚
四〇、同押第一五六五号(同) 一枚
四一、同押第一五六六号(同) 一枚
四二、同押第一五六七号(同) 一枚
四三、同押第一五六八号(同) 一枚
四四、同押第一五六九号(同) 一枚
四五、同押第一五六〇号(同) 一枚
四六、同押第一五六一号(同) 一枚
四七、同押第一五六二号(同) 一枚
四八、同押第一五六三号(同) 一枚
四九、同押第一五六四号(同) 一枚
五〇、同押第一五六五号(同) 一枚
五一、同押第一五六六号(同) 一枚
五二、同押第一五六七号(同) 一枚
五三、同押第一五六八号(同) 一枚
五四、同押第一五六九号(同) 一枚
五五、同押第一五六〇号(同) 一枚
五六、同押第一五六一号(同) 一枚
五七、同押第一五六二号(同) 一枚
五八、同押第一五六三号(同) 一枚
五九、同押第一五六四号(同) 一枚
六〇、同押第一五六五号(同) 一枚
六一、同押第一五六六号(同) 一枚
六二、同押第一五六七号(同) 一枚
六三、同押第一五六八号(同) 一枚
六四、同押第一五六九号(同) 一枚
六五、同押第一五六〇号(同) 一枚
六六、同押第一五六一号(同) 一枚
六七、同押第一五六二号(同) 一枚
六八、同押第一五六三号(同) 一枚
六九、同押第一五六四号(同) 一枚
七〇、同押第一五六五号(同) 一枚
七一、同押第一五六六号(同) 一枚
七二、同押第一五六七号(同) 一枚
七三、同押第一五六八号(同) 一枚
七四、同押第一五六九号(同) 一枚
七五、同押第一五六〇号(同) 一枚
七六、同押第一五六一号(同) 一枚
七七、同押第一五六二号(同) 一枚
七八、同押第一五六三号(同) 一枚
七九、同押第一五六四号(同) 一枚
八〇、同押第一五六五号(同) 一枚
八一、同押第一五六六号(同) 一枚
八二、同押第一五六七号(同) 一枚
八三、同押第一五六八号(同) 一枚
八四、同押第一五六九号(同) 一枚
八五、同押第一五六〇号(同) 一枚
八六、同押第一五六一号(同) 一枚
八七、同押第一五六二号(同) 一枚
八八、同押第一五六三号(同) 一枚
八九、同押第一五六四号(同) 一枚
九〇、同押第一五六五号(同) 一枚
九一、同押第一五六六号(同) 一枚
九二、同押第一五六七号(同) 一枚
九三、同押第一五六八号(同) 一枚
九四、同押第一五六九号(同) 一枚
九五、同押第一五六〇号(同) 一枚
九六、同押第一五六一号(同) 一枚
九七、同押第一五六二号(同) 一枚
九八、同押第一五六三号(同) 一枚
九九、同押第一五六四号(同) 一枚
一〇〇、同押第一五六五号(同) 一枚

大蔵省公告
昭27年2月15日
東京法務局大蔵出張所
昭27年2月15日

裁判所公告
昭27年2月15日
昭27年2月15日
昭27年2月15日

昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号

昭27年2月15日 金曜日 官報 第7530号 336

法務府公告
昭27年2月15日
昭27年2月15日
昭27年2月15日

昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号

昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号

昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号
昭27年(家)第一九号

